

かいじ号

9月は“食の安全・安心推進月間”です!

食は私たちが、生活していくうえで欠かすことの出来ないものですが、今、食の安全性が問われています。

この機会に、食生活や食の安全・安心について考えてみてください。

また、食品関係者の皆さんは、安全性を再確認していただき、安全で安心できる食品の提供を徹底してください。

月間中は、「やまなし食の安全・安心推進大会」などを開催いたしますので、皆さんふるってご参加ください。

やまなし食の安全・安心推進大会

日	時	平成17年9月16日(金)午後1時30分～午後3時40分
場	所	ベルクラシック甲府(甲府駅北口より徒歩5分)
内	容	食の安全・安心に対する取組事例の発表 食の安全・安心優良団体表彰など
参 加 費		無料(参加を希望する方は、電話またはFAXでお申込みください。)
申込み、問合せ先		山梨県食品安全推進室 電話055-223-1588 FAX 055-223-1587

食品安全110番をご存じですか

「食品安全110番」では、皆さんからの食品の表示や安全に関する相談や情報を受け付けていますので、お気軽にお電話ください。

受付時間 午前8時30分～午後5時
(土日、祝祭日、年末年始を除く毎日)

相談電話番号 055-223-1638



高齢者を狙う悪質リフォーム工事について

不必要で高額なリフォーム工事(床下換気扇・調湿剤敷設工事、屋根・屋根裏工事、耐震補強工事、白アリ対策工事等)を強引に行う、悪質な訪問販売業者が横行しています。特に、認知症などで判断能力が十分でない高齢者が被害にあっています。普段から、家族や友人・知人・隣近所が連携し、悪質業者の被害からお年寄りを守るようにしましょう。



自宅訪問による住宅リフォーム工事例

事例1 水道検査と称して・・・

被害者: 70歳代の一人暮らしの女性

- 経緯:**
- ①「水道検査」と称して男性が訪問。点検後、洗浄が必要であると言われたため、洗浄クリーン代金として21,000円を現金で支払う。
 - ②翌日、3名の男性が訪れ、床下を点検。点検後、送風機の設置を勧められたため、147,000円でクレジットによる契約を締結。
 - ③半年後に、男性が訪れ、床下の補強が必要である旨を述べ、417,900円で床下補強工事のクレジット契約を締結。また、同日に調湿剤10袋の購入を目的とする210,000円のクレジット契約を締結。

専門家診断: 築25年の木造2階建ての専用住宅であるが、新築時に送風機が設置してあるとともに防湿コンクリートが施工されているため、送風機の設置や調湿剤の設置は不要。また床組がしっかりしているため補強工事も不要。

事例2 床が白アリにくわれて崩れ落ちると言われて・・・

被害者: 80歳代の高齢者夫婦

- 経緯:**
- ①「農協と提携している会社」と告げて訪問。「床下に湿気があると白アリが発生する」「白アリ被害を防止するためには、土壌調湿剤を敷設する必要がある」などと言われたため、契約の翌日を施工日とする調湿剤29袋の敷設契約を約20万円で締結。
 - ②施工日に「その他の工事を行わなければ床が白アリにくわれて崩れ落ちる」と言われたため、約30万円の白アリ防除契約の他、白アリ防除とは関係ないと思われる商品の購入なども含め計96万円の契約を締結。
 - ③半年後、別の事業者が訪ねてきて、「法律でかくはん機の設置が義務づけられた」などと事実と異なることを告げ、約29万円の契約を締結。

専門家診断: 床下に進入し、調査したが、白アリの進入は確認できず。また、床下の湿度は、通常の値であり、当該契約は不要であると思われる。

訪問販売によるリフォーム工事の問題点

- 訪問の本当の目的や身分を明らかにしない。
- 事実と異なることを告げて、不安にさせ契約を迫る。
- 一度契約をした者に対しては、次から次へと不必要な工事契約をさせるケースがある。
- 必要事項が明記された契約書や工事図面、工程表等を渡さない。
- 建設業の許可が無く、建築士の資格者などがいない事業者が多く、建築に関する知識や施工技術に問題があり、ずさんな工事が行われる場合が多い。また、契約どおりの工事が行われない場合もある。
- 工事価格が、極めて高い。
- 認知症などで判断能力が十分でない高齢者を狙って、契約を迫る。

工事等の必要性について ~専門家からのコメント~

換気扇・調湿剤敷設、白アリ対策工事等について

- 通常、床一面にコンクリートが張ってあれば、換気扇や調湿剤の敷設は不要。例え、床下が土であっても、通気口の設置など換気が保てるように施工してあれば換気扇等は不要。また、屋根は湿気が少ないため、通常は除湿の必要はないと思われます。
- つまり、床下換気扇が必要になるケースは、例えば、湿地を埋め立てた水はけの悪い土地に建てられたというような特殊な条件の家に限られ、また、換気扇やかくはん機が必要な場合でも50㎡当たり1台を設置すれば十分であると言われてしています。
- なお、防湿シートやコンクリートを地面に敷設せずに調湿剤や換気扇を置いても意味がないと思われます。

屋根工事について

- 瓦が割れている場合には、その瓦だけを取り替えるだけで十分ですが、中には、必要以上の工事を勧め高額な支払いを請求する事業者もいるかもしれないので、注意が必要です。
- なお、何も問題が生じていないにもかかわらず安易に屋根に上ることにより、瓦を破損し、雨漏りの原因となる恐れもありますので、「無料点検」と言われても、安易に応じないように気を付けましょう。

耐震工事について

- わが家の耐震性に不安がある場合は、山梨県建築士会や県建築指導課などに相談したり、市町村役場や信頼のおける有資格者のいる建築士事務所に相談するようにしましょう。

被害にあわないために

「無料点検」という言葉に注意!

- 無料点検と言われても、すぐに玄関をあけない。点検により、家屋が損傷する場合もあるので、安易に応じないように注意する。

契約は慎重に。その場で一人で契約はしない。

- 工事契約をする前に、工事の必要性や工事価格の適正性などについて家族や友人、知人、隣近所、同業他社などに相談し、判断がつかない場合には、県や山梨県建築士会に設置している相談窓口で相談するようにしましょう。

契約を解除したい場合には、

- 訪問販売で契約した場合には、工事終了後でも、一定期間内であれば無条件で契約を解除(クーリング・オフ)することが可能です。契約を解除したいと思った場合には、できるだけ早い段階で、消費生活センターや市町村の消費者行政担当課に相談するようにしましょう。

成年後見制度等の活用を。

- 高齢者や認知症の人は、家族や近所など周囲の人の手助けが必要です。認知症の高齢者など、判断能力が不十分な人の被害を未然に防ぐために家族や周囲の人は、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用について検討しましょう。

※成年後見制度：判断能力が不十分または判断能力を欠いている成年者を保護する制度。成年後見制度の利用により、本人が保護者の同意を得ずに締結した契約を取り消すことができます。

※地域福祉権利擁護事業：認知症や知的・精神障害のある方に対する日常的な金銭管理サービス(預金通帳の保管や一定額の預金の出し入れ、日用品等の代金の支払い)等の提供

相談窓口一覧

<p>契約の解除や取り消しに関する相談</p> <p>県消費生活センター</p> <p>☎055-235-8455</p> <p>県消費生活センター地方相談室</p> <p>☎0555-24-9030</p> <p>甲府市消費生活相談室</p> <p>☎055-237-5309</p> <p>各市町村消費者行政担当課</p>	<p>工事の必要性などについての事前相談</p> <p>県建築指導課</p> <p>☎055-223-1734</p> <p>(社)山梨県建築士会</p> <p>☎055-233-5414</p>	<p>脅迫、不退去など、業者に不適切な行為があった場合の相談</p> <p>最寄りの警察署</p>	<p>成年後見制度に関する問い合わせ先</p> <p>山梨県司法書士会</p> <p>((社)成年後見センターリーガルサポート山梨県支部)</p> <p>☎055-253-6900</p> <p>各市町村の高齢者福祉担当課</p>	<p>地域福祉権利擁護事業に関する問い合わせ先</p> <p>最寄りの社会福祉協議会または地区センター</p>
---	--	---	---	---

てんとう虫のマークが目印の 「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」 をご存じですか？

「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」って？

本県農業が環境にやさしい栽培を行い、安心・安全の農産物として消費者に信頼されていくよう、減化学合成農薬、減化学肥料栽培により生産された農産物を認証する制度です。

「甲斐のこだわり環境農産物」って？

化学合成農薬と化学肥料をそれぞれ30%以上減らし、県内で栽培された農産物をいいます。



どんな農産物が対象になるの？

県内産の米、大豆、野菜、果実等で、「甲斐のこだわり環境農産物認証委員会」が、農薬や肥料の使用基準を策定した32品目の農産物が対象になります。

認証はどのように行われるの？

農産物の認証は、「甲斐のこだわり環境農産物認証委員会」に登録されている「認証機関」（県内9つのJA）が行います。認証機関が、農産物の出荷が開始される前に生産管理記録簿等により認証基準に適合するか否かを審査し、適合するときは認証して、マークの使用を許可しています。

どんな農産物が認証され、販売されているの？

基準を策定した品目のうち、現在、出荷されている環境農産物（15品目）

ほうれんそう、きゅうり、スイートコーン、カリフラワー、ブロッコリー、うめ、インゲン、レタス、はくさい、だいこん、こまつな、シュンギク、チンゲンサイ、サントウサイ、なばな



「甲斐のこだわり環境農産物」への県民の皆さんのご理解を!!

県では、安全で安心な農産物の供給を図るため、出荷品目の拡大や栽培面積の増加等制度の普及を進めています。消費者の皆さんにも生産者が意欲的に取り組んでいる本制度を知っていただき、購入の際の参考にしていただけることを期待しております。